

金沢文庫本白氏文集卷三十一『中書制誥』の漢字字体について

— 卷十二『長恨歌』との対比の観点から —

當 山 日 出 夫

一 はじめに

『長恨歌』（金沢文庫本白氏文集卷十二所収）で使用の漢字字体を、HNG（漢字字体規範データベース）を用いて調査すると、初唐標準（日本での標準字体）で書写されていることが判明している。今回は、それに加えて『中書制誥』（同、卷三十一所収）について同様の調査をここらみた。その結果、初唐日本標準字体の他に、開成石経・宋版本の字体が、多く使用されている。これは、卷三十一が、基本的に本文が宋版系テキストであることに起因するものと考えられる。それが、書写の段階で、日本の標準字体へと変容する過程をうかがうことができる。

二 これまでの研究

筆者は、先に、「金沢文庫本白氏文集卷十二『長恨歌』の漢字字体の実態―漢字字体規範データベースを利用して―」と題する論文を、本紀要の第二號に発表した（以下、前稿と称する）。本稿は、それに続く

ものである。

以下、簡略にであるが、前稿の内容と、漢字字体規範データベース（HNG）について触れておきたい¹⁾。

まず、漢字字体規範データベースであるが、これは、第一回の白川静記念東洋文字文化賞を受賞した、インターネット上で使用する、漢字字体のデータベースであり、多方面よりきわめて高い評価を受けている。²⁾

前稿で、筆者が使用したのは、二〇〇六年度までに入力されたデータ（二〇〇七年度公開）によっている。ちなみに、白川静記念東洋文字文化賞を受賞したのは、二〇〇六年であり、二〇〇五年度までに入力されたデータである。その後、二〇〇七年度まで、データが順次追加され、現在（二〇〇八年度）の時点で、一般に公開されているのは、合計六十二文献に達している。

また、本稿執筆時点（二〇〇八年一月）では、六十二の文献がさらに整理されて、同一文献内で、異体字の率の高いものとそうでないものとを分離して、表示するように改善されている。

このHNGを利用して、筆者は、前稿の調査をおこなった。その概要は、

1. 唐の時代、白居易が活躍した時期は、漢字の字体史の流れのなかでは、開成石経が成立した時代に重なる。

2. 石塚晴通によるHNGの構築によって、東アジア（特に中国）における漢字字体は、開成石経で大きく変化したことが判明している³⁾。それは、宋版本にひきつがれ、現在の字体にまで影響が及んでいる。つまり、初唐期までの標準字体と、開成石経以降の規範的字体では、その間に断絶がある。

3. 日本における漢字の字体史は、同じくHNGによるところでは、初唐標準（開成石経以前）のものを受け入れ、以後それが標準的に使用されていた。日本で、開成石経字体が見られるようになるのは、近世の版本以降である。

4. 白居易『白氏文集』は、その古鈔本が多く日本に伝存しており、その代表が、「金沢文庫本」（金沢文庫に旧蔵）である。そのうち、『長恨歌』をふくむ巻十二は、唐の會昌の本奥書を有する。白居易の存命中に、彼の地で書写され、日本にもたらされたものである。また、金沢文庫本『長恨歌』は、その本文の系統として、旧鈔本系（宋版より古くオリジナルに近い）であることが、先行研究により、判明している。

5. では、この『長恨歌』について、「文字」（字体）だけに着目して見るとどうであろうか。白居易が活躍した時代（開成石経の時期）のものであるのか、あるいは、日本において古くより使用さ

れ標準となっている初唐期のものであるのか。

6. 調査の結果は、前稿にしめしたごとく、初唐標準の字体で書かれていることが判明した。このことの原因には、次の二つが考えられる。

第一に、白居易自身が、『長恨歌』を、初唐標準字体（開成石経字体から見れば、昔からの文字であり俗字体ということになる）で書いた。これは、『長恨歌』が、玄宗皇帝と楊貴妃の悲恋の物語という、個人的な文学作品として成立したことに関係すると思われる。

第二は、そうではなく、白居易自身は、当時の規範的な開成石経の字体で書いていた。日本に伝来し書写を重ねるうちに、日本の標準（中国の初唐期）に変化していった。金沢文庫本は、古鈔本系テキストではあるが、現存の写本は書写は鎌倉時代のものである。

この二つの可能性があるが、巻十二の『長恨歌』だけを見ていたのでは、決定し得ない。

なお、漢字の歴史をたどるには種々の視点があり得ることは承知している。漢字について書道史からも考えることもできる。HNGは、その基本的な性格として、言語研究の一部として漢字の「字体」（楷書）の各時代・地域による「規範」「標準」の解明を目指して構築されたものである。前稿ならびに本稿は、HNGによって得られた知見に基づいていることを御理解ねがいたい。

三 卷三十一を対象とした理由

前節において、金沢文庫本は、白居易の存命中にまでさかのぼる會昌年間の本奥書を持つと述べたが、これは、一部の巻にのみ該当する。現在まで、公になり、影印複製が刊行されているなかでは、

十二 三十一 三十三 四十九 五十二 五十九

の各巻である。このうち、三十三は天理図書館、四十九と五十九は国立民俗博物館、他の巻は、大東急記念文庫の所蔵となっている。

このうち卷三十一は、會昌年間の奥書を有するが、しかし、実際の書写の過程を復元的にみると、実は、その本文は宋版本系であり、それに対する後の校合の段階において、唐會昌の本奥書を持つ旧鈔本テキストがもちいられたものである。当然ながら、旧鈔本系テキストと、宋版本系テキストとは、使用の字体が異なる。この点において、金沢文庫本の書写・校訂の段階における字体についての意識を観察することが可能である。

また、卷三十一は、その内容が『中書制誥』となっている。ことさら言うまでもなく、白居易は、詩人（文学者）であると同時に、政治家でもある。中書省は、詔勅の起草などを主な職掌とし、政治の中枢に位置づけられるものである。白居易は、この中書省につとめていた。つまり卷三十一は『中書制誥』という、れっきとした公文書を集めた巻である。この点において、私的文学作品である『長恨歌』と、公文書である『中書制誥』で、文字（字体）の調査をおこなうことには、意味があると判断する。

なお、卷三十一の奥書は以下のごとくである。「會昌四年」は、後からの加筆である。

時會昌四年孟夏之月首夏上旬爲書願達比國

結當來緣雁門人議記之

寬嘉三年 辛卯 十二月十六日書寫 唯寂房 寂有 書之

貞永二年正月八日朱點了

同二月廿六日委點了 右金吾校尉原奉重

嘉禎二年三月廿五日比校于唐本訖

建長四年正月廿二日傳下貴所之御本移點了

四 研究の方法

これは、前稿と同じ方法を基本的に踏襲する。ただし、前稿の時から、HNGに、いくぶんの資料の追加があるので、結果として、まったく同じ条件というわけではない。⁴⁾

卷三十一『中書制誥』の書写字体を、HNGで示されている、文字群のうち、次の文字を比較の対象とする。なお、敦煌文献・朝鮮半島地域の古写本などは、時代や地域を異にするので、比較の対象からははずした。

1. 初唐期写本
2. 開成石経
3. 宋版本
4. 日本古写本（日本書紀は写本に限定）

これらの文字と比較して、次の3種類に基本的に分類した。

1・4まで、すべてを通じて同じであるもの。

1・4に同じで、2・3と、異なるもの。※初唐・日本標準の字体で書かれたもの。

2・3に同じで、1・4と、異なるもの。※開成石経・宋版の字体で書かれたもの。

なお、対象としたのは、『中書制誥』(卷三十一)のうち、五六〜一〇〇行の範囲である。その理由は、

第一に、この部分は、書写者が唯寂房であり、『長恨歌』(卷十二)と同じである。卷三十一は、書写の後の旧鈔本との校合において、加筆・増補されており、これ(五六行)以前の本文は、書写者が異なる。

第二に、前稿であつかった『長恨歌』の文字数が、総字数で八〇〇ほど、異字数で五〇〇ほどである。これとおおむね同じだけのサンプル(総字数)とした。

また、卷三十一は、最初の書写の後に、様々に校合・加筆がおこなわれている。それらのなかには、「摺本」とするもの、「イ」とするもの、注記のないもの、など多様である。また、最初の本文書写には、単純誤写とおぼしきものも多い。今回の調査では、卷三十一の書写の全体的傾向を見ることを主眼としたものとして、誤写や後からの校合書き入れなど、さらに、加筆によつてもとの字が判読出来ないものなどは対象外とした。ただし、最初の書写の時点で単純な文字の誤脱を行間におぎなつたと判断されるものは、対象にふくめた。

五 調査の結果

データベース^⑤に取り込んだ本文字数は、

・総字数で、八五八字

・そのうち、誤写や加筆などにより、字体が不明で判定から除外したものの二六字

・さらに、HNGに用例がないもの一四字

なお、HNGがいかにくれた漢字字体データベースであるといつても、そこに収録される文字には、自ずと限界がある。古い時代の文字の字体、と言つても、古辞書類によらず、実際に書写された文献から帰納的・実証的に構築されたものである以上、この点は、強いて欠点とすべきことではないと考える。むしろ、規範的な字体意識で書かれた文献から、網羅的に文字を収集することの困難さ、と理解すべきである。

その結果、判定の対象となるのは、八一八字(総字数)三七二字(異字数)、となつた。

さらに、HNGに用例があつても、1・2・3・4、について、用例がそろわないものは、判定から除外した。今回の調査では、それぞれについて、最低二字の用例があることを条件とした。

この点、若干、前稿の『長恨歌』とは方針が異なる。前稿では、一例でもあれば可としたが、今回の調査では、二例以上とした。それは、一例だけでは、やはり、不安が残るということである。

さらに、前稿『長恨歌』では、二〇〇六年度入力(二〇〇七年度公

開)のデータよってしている。今回の巻三十一『中書制詔』では、二〇〇七年度入力(二〇〇八年度公開)のデータを使用した。基本となる文献数・データ量に増加がある。なお、前述のごとく、現時点(本稿執筆時点)では、調査の時点からの変更があり、文献ごとの異体字出現率よって、整理されて表示されるようになっていいる。

HNG自体も、発展途上にあるデータベースであり、また、これをどう文字研究に利用するかについても、種々の試行錯誤があり得る。ただ、全体的な結論には、大きく影響を与えるほどのことではないと考えている。

結果、調査不可とした文字は、一七三字(総字数)一〇二字(異字数)、である。

HNGと対照した判定結果は、以下のとおりである。

- A. 1~4 共通 五五五字(総字数) 二二二字(異字数)
- B. 1・4 初唐・日本標準字体 三三字(総字数) 二二字(異字数)
男 清 惠 除 德 軽 幾 為 精 聴 来 歴 茲 足 継
観 等 紫 校 兼 将
- C. 2・3 開成石経・宋版字体 四六字(総字数) 二三字(異字数)
留 後 刺 勅 等 於 母 此 異 能 亦 悉 顔 蘇 明
爲 節 來 審 爾 從 或 隨
- D. 金沢文庫本独自とおぼしき字体、1・2・3・4、どれも共通性がない。HNGによる判定ができない。二二字(総字数) 一三字(異字数)

六 『長恨歌』の確認

ここで、前稿『長恨歌』調査の結果を、再確認しておきたい。

- B. 1・4 初唐・日本標準字体 八七字(総字数) 四九(異字数)
初 凝 承 金 起 此 歡 遊 宴 弟 士 男 處 慢 盡
足 復 餘 發 轉 眉 収 血 黃 斷 聲 能 泥 顧 帰
對 垂 滿 殿 眠 遲 与 経 為 勤 參 報 睡 覺 寂
照 安 将 願
- C. 2・3 開成石経・宋版字体 八字(総字数) 四字(異字数)
弃 顔 教 起

改めて確認しておきたいが、『長恨歌』の調査時点でのHNGは、二〇〇六年度までの入力データ(二〇〇七年度公開)よっており、今回の『中書制詔』の場合は、二〇〇七年度に追加されたデータ(二〇〇八年度公開)よってしている。したがって、単純な比較はできない。しかし、大きな傾向の差異は、歴然としている。

七 『長恨歌』と『中書制詔』についての考察

漢字の字種については、『長恨歌』よりも『中書制詔』の方が、総字数にくらべて異字数が少なくなる。これは、各制詔(調査範囲では、作品番号一五五~一五一九)のタイトルと本文とで、人名・地名などと同じ文字が使われること、また公文書であるため、用語が共通す

る部分が多いなどの理由による。だが、このことが、以下の『長恨歌』と『中書制誥』の比較に、大きく影響していることはないと判断する。『長恨歌』は、基本は「1・4」のパターン、つまり、初唐・日本標準字体で、書写されている。「2・3」の開成石経・宋版字体は、使用されても希である。このことは前稿で指摘した。

これに対して、『中書制誥』の場合はどうであろうか。

第一に、開成石経・宋版字体が、かなり使用されている。この点では、初唐標準を基本とする『長恨歌』と対照的である。

第二に、しかしながら、新しい開成石経字体ばかりかというところでもない。旧来の、初唐標準字体も、同程度の頻度でもちいられている。

調査範囲内では、むしろ、開成石経・宋版字体の方が、やや上回る。

しかし、これは、『長恨歌』における、初唐標準の優位性ほど、明確なものではない。ほぼ、両者が、拮抗しているというべきであろう。すくなくとも事実としては、以上のことが確認できる。

これをどう解釈するかは、今後の、他資料（金沢文庫本の他の巻）を詳しく調べてみる必要がある。現時点では、暫定的にはあるが、次のように考える。

『長恨歌』については、二つの可能性がある。前述したが、再確認しておく。

一、公的規範として、中国（唐）において、開成石経字体が使用されてきたとしても、私的文学作品である『長恨歌』などには、そ

の影響がおよぶものではなかった。

二、日本に伝来の後、書写を重ねるうちに、日本の標準字体へと変化していった。

『中書制誥』については、『長恨歌』にならって考えれば、次のようないくつかの可能性を考えることができる。

まず、『中書制誥』のオリジナル（白居易）がどのような字体であったにせよ、現存する金沢文庫本についてみれば、本文の系統が宋版系であることは、すでに諸先学の手によって明らかにされている。その書写の対象となったテキストが、確実に宋版（版本）に依ったとは断言できないにしても、宋版系であることは確かである。

一、『中書制誥』は、公文書であるので、白居易自身が書いたオリジナルにおいて、その当時の公式な規範字体（つまり、開成石経字体）で書かれていた。

二、あるいは、オリジナルはどうであれ、現存する金沢文庫本の書写にもちいられた本は、宋版系の文字が使用されていた。本文の系統が宋版系である。

三、にもかかわらず、卷三十一においては、初唐標準字体が、かなりの数にわたり、ほぼ同数存在することもまた確かな事実である。

これに対しては、次の二つの可能性が、考えられる。

一、宋版テキストの成立の段階で、一部、初唐・日本標準字体を、

ふくむものであった。

二、宋版テキストは、基本的に、開成石経・宋版字体で書かれていたが、日本における書写の過程で、初唐・日本標準字体の影響をうけた。

今回の調査の結果としては、限定的なサンプルについてであるが、おそらく後者の二の方であろうと判断できる。それは、以下の理由による。

一、本文における同一文字で、初唐・日本標準字体、と、開成石経・宋版字体とが、混在している例があること。

二、初期の本文に対して、旧鈔本による、加筆・字体変更とおぼしき例があること。

三、現存の宋版（南宋紹興本）は、開成石経・宋版字体であること（あくまでも、調査範囲内での比較であるが）。

中国で成立した本が日本に伝来し写本されたものである、ということを考えるならば、日本的標準への変化、ということはあり得ても、その逆、つまり、日本標準から中国の標準への変化は、考えにくい。

特に、一とした字体の混在についての例は、「於」「為」など、頻用する漢字について観察できる現象である。これは、原本どおり書写しようとしながらも、つい日常的に使用する漢字字体を使用してしまったと見られる。また、逆に、日常的に使用頻度が低いとおぼしい文字については、書写の字体は、みるからにぎこちなく、誤写とおぼしき例も多い。

HNGによって字体の変化を観察しても、『日本書紀』において、日

本標準字体から、中国の宋版系字体へと変化するの、時代が下って、慶長勅版以降の本で見られることである。

八 まとめ

金沢文庫本白氏文集卷三十一『中書制誥』と卷十二『長恨歌』を、HNG（漢字字体規範データベース）を用いて、字体を調査した結果をまとめると、つぎようになる。

一、まず、白居易の活躍した時代は、漢字の字体の変革期であったことを、確認する。この時代、中国（唐）においては、新しい規範的文字によって開成石経が成立し、その後の宋版本字体へとつけがれていく。一方、日本では、初唐期に標準であった文字が、日本標準として、その後も引き続き使用されていく（少なくとも近世になるまで）。

二、本稿・前稿で、調査対象とした金沢文庫本は、鎌倉時代の書写にかかわる。しかし、同じ金沢文庫本といっても、巻により、その写本の成立事情はさまざまである。『長恨歌』の巻十二は、そのオリジナルが、白居易存命中の、唐會昌年間にまでさかのぼる。テキストは、旧鈔本系である。一方、『中書制誥』を収める巻三十一は、同じく會昌の本奥書を有するとはいえず、それは後の校合段階で加えられたものであり、初期の本文は、宋版系テキストである。

三、内容についてみれば、『長恨歌』は、私的な文学作品であるのに対して、『中書制誥』は、官吏として書いた公文書である。

四、『長恨歌』の書写字体は、初唐標準を基本としている。これは、日本における漢字の標準字体であったものである。前稿においては、この理由として、二つの可能性をしめした。

1. オリジナルのテキストが初唐標準で書かれていた。それを、日本伝存の旧鈔本は受けついでいる。

2. オリジナルは当時の規範である開成石経の字体で書かれていたが、日本で書写を重ねるにしたがって、日本的な標準字体に変容していった。

五、『中書制誥』の書写字体の調査においては、開成石経宋版系、あるいは、初唐日本標準系、いずれであるとも言いがたい。しかし、書写の実態（加筆訂正や異体字の使用）を観察すると、宋版系の文字を写そうとしながらも、当時の日本標準の字体が影響を与えていたことが判明する。

九 今後の課題

金沢文庫本白氏文集『中書制誥』の、このような現象を観察すると、日本において、漢籍の書写にあたって、一般的な「標準」というよりも、ある種の「規範」の意識が存在していたと考えてよいであろう。だが、それを実証するためには、より広範囲に、多様な文献について書写の実態調査をつみかさねる必要がある。

そして、このような字体研究において、HNG（漢字字体規範データベース）は、きわめて有効なツールであることを、証するものであり、今後のより一層のデータの拡充が望まれる。

今後は、金沢本のみならず他の写本・版本についての調査を継続していきたい。

十 謝辞その他

前稿に引き続き、HNGの利用については、石塚晴通氏、高田智和氏より、有益なご助言をいただいた。ここに記して、謝意を表する次第である。また、私事にわたるが、筆者の恩師であり、金沢文庫本白氏文集研究の第一人者である太田次男先生は、本稿が発表になる年には、九十歳の賀をむかえられる。ここにその学恩に深謝する次第である。

なお、本稿は、第九九回訓点語学会（二〇〇八年一月一二日、於東京大学山上会館）において、「金沢文庫本『白氏文集』卷三十一『中書制誥』の漢字字体」と題して発表したものに、大幅に加筆したものである。

注

- (1) HNGは、その英語名称『Hanzi Normative Glyphs』によっている。
<http://www.wjao-roiz.jp/HNG/search/start>
- (2) 豊島正之氏からの御教示による。
- (3) 石塚晴通ほか（二〇〇五）
- (4) HNG自体が、まだ発展途上にあり、完結したものではない。この一応の完結をまつていようよりも、それまでに、どのようにすれば、HNGがより有効に文字史研究に使えるのか、研究をすすめる意義がある。また、その成果は、HNGの今後にフィードバックし寄与できればと考える次第でもある。

(5) データベースは、『桐』(Ver.9)を使用した。これは、前稿の『長恨歌』調査のときと同じ。

参考文献

『金沢文庫本 白氏文集』全四巻(一九八三―一九八四)、川瀬一馬(監修)、勉誠社

『文選 趙志集 白氏文集』天理図書館善本叢書(一九八〇)、八木書店
『国立民俗民俗博物館蔵 貴重古典籍叢書 文学篇 漢詩文』第二十一巻(二〇〇一)、臨川書店

『白氏文集』全三巻(一九七二―一九七三)、平岡武夫・今井清(校訂)、京都大学人文科学研究所

石塚晴通(一九九九)、『漢字字体の日本の標準』、『国語と国文学』第七六巻第五号

石塚晴通・豊島正之・池田証寿・白井純・高田智和・山口慶太(二〇〇五)、『漢字字体規範データベース』、『日本語の研究』第一巻第四号、日本語学会

石塚晴通・池田証寿・岡増裕剛(二〇〇六)、『漢字字体規範データベースとその応用』、『東洋学へのコンピュータ利用 第一七回研究セミナー』、京都大学人文科学研究所附属漢字情報研究センター

太田次男(一九九七)、『旧鈔本を中心とする白氏文集本文の研究』、勉誠社
岡村繁(一九九三)、『白氏文集 六』新釈漢文大系、明治書院
當山日出夫(二〇〇八)、『金沢文庫本白氏文集「長恨歌」の漢字字体の実態―漢字字体規範データベースを利用して―』、『立命館白川静記念東洋文字文化研究所紀要』、第二號

礪波護(一九九八)、『唐の行政機構と官僚』、中央公論社(中公文庫) ※オ
リジナルは、『唐代政治社会史研究』(一九八六)、同朋舎

花房英樹(一九六〇)、『白氏文集の批判的研究』、朋友書店
平岡武夫(一九九八)、『白居易―生涯と歳時記―』、朋友書店

金沢文庫本白氏文集『中書制誥』における、字体の例。勉誠社の影印複製より、当該文字の箇所のみを、部分的にスキャンしたもの。



図1 同一の文字で、字体が異なるもの。「於」「為」



図2 「等」異なる文字が使用され、また、字によって加筆の痕跡が見られるもの。



図3 「職」加筆の例。ただし、HNGでは、用例数が少ないため、判定できない。なお、『名義抄』(観智院本)では、「身」につくる。

参考『名義抄』(観智院本)

図4 「憲」異なる字体が行間に注記されたもの。なお、「名義抄」(観智院本)では、行間注記の字体は、俗字体。



参考「名義抄」(観智院本)

図6 同一の文字の「中書制誥」と「長恨歌」の違い
「長恨歌」



「中書制誥」

